

(事件①) 平成30年(ワ)第38165号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 佐野通夫 外240名

被告 国

(事件②) 平成31年(ワ)第8155号 即位の礼・大嘗祭等違憲差止等請求事件

原告 天野恵一 外76名

被告 国

原告第3準備書面

(一連の儀式について3)

2020年2月3日

東京地方裁判所民事第10部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士 木村庸五

同 浅野史生

同 井掘哲

同 酒田芳人

同 吉田哲也

原告ら訴訟復代理人弁護士 土田元哉

本書面は、天皇の即位に伴って行われた2019年秋以降の儀式のうち、「即位礼正殿の儀」および「大嘗宮の儀」以外の儀式について、事実

関係を主張するものである。

<目次>

第1	2019年春の儀式（補充）	3
第2	2019年秋以降～「即位礼正殿の儀」までの儀式	6
1	斎田抜穂前一日大祓	6
2	斎田抜穂の儀	8
3	「悠紀主基両地方新穀供納」	12
4	即位礼当日賢所大前の儀	13
5	即位礼当日皇霊殿に奉告の儀	17
6	即位礼当日神殿に奉告の儀	17
第3	「即位礼正殿の儀」より後～「大嘗宮の儀」までの儀式のうち、祝賀に関する行事	18
1	祝賀御列の儀	18
2	饗宴の儀	19
3	内閣総理大臣夫妻主催晩餐会	25
第4	「即位礼正殿の儀」より後～「大嘗宮の儀」までの儀式のうち、大嘗祭の準備に関する行事	29
1	神宮に勅使発遣の儀	29
2	「大嘗祭前二日御禊」及び「大嘗祭前二日大祓」	29
3	「大嘗祭前一日鎮魂の儀」及び「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭」	30
4	大嘗祭当日神宮に奉幣の儀	30
5	大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀	31
6	大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀	32
7	小括	32
第5	「大嘗宮の儀」より後の儀式	33

1	大饗の儀	33
2	即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀	37
	(1) 豊受大神宮に親謁の儀	37
	(2) 皇大神宮に親謁の儀	39
3	即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に親謁の儀	40
	(1) 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀	40
	(2) 即位礼及び大嘗祭後孝明天皇山陵に親謁の儀	42
	(3) 即位礼及び大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀	44
	(4) 即位礼及び大嘗祭後昭和天皇山陵に親謁の儀	46
	(5) 即位礼及び大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀	48
4	京都茶会	50
5	即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀	52
6	即位礼及び大嘗祭後皇霊殿に親謁の儀	54
7	即位礼及び大嘗祭後神殿に親謁の儀	55
8	即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀	55
9	大嘗祭後大嘗宮地鎮祭	58
	(1) 悠紀殿の儀	58
	(2) 主基殿の儀	60

第1 2019年春の儀式（補充）

1 はじめに

原告らは、原告第1準備書面および原告第2準備書面において、2019年の春に行われた一連の儀式についての事実関係を主張した。

以下、2019年の春に行われた儀式のうち、即位一般参賀について述べる。

2 即位一般参賀の概要

即位一般参賀は即位した天皇夫妻が国民から「祝賀」を受ける行事であるとされ、天皇夫妻が他の皇族と共に、随時皇居長和殿のベランダに姿を見せ、直接国民から「祝賀」を受けるものであり、「大礼関係行事」とされている。

上記参賀は2019年5月4日に皇居にて行われたもので、当初は同年10月26日に予定されていたものが、前倒しされて同年5月4日に行われたものである。

宮内庁によれば、上記参賀の要綱は概ね以下のとおりであるとされる。

記

(1) 天皇夫妻及び他の皇族が上記ベランダに姿を現す時間回数は、

第1回 午前10時00分頃

第2回 午前11時00分頃

第3回 正午頃

第4回 午後1時00分頃

第5回 午後2時00分頃

第6回 午後3時00分頃

(2) 上記ベランダに姿を見せる皇族の範囲は

ア 第3回までは、天皇夫妻、皇嗣夫妻、出席可能な成年の皇族

イ 第4回以降は、天皇夫妻、皇嗣夫妻、内親王眞子及び佳子

3 即位一般参賀における天皇の発言

上記一般参賀における天皇の「おことば」は以下のとおりである。

記

「このたび、剣璽等承継の儀、および即位後朝見の儀を終えて、

きょう皆さんからお祝いいただくことをうれしく思い、またこのように暑い中、来ていただいたことを深く感謝いたします。ここに皆さんの健康と幸せを祈るとともに、我が国が諸外国と手を携えて、世界の平和を求めつつ、一層の発展を遂げることを心から願っております。」

4 皇居以外の場所での一般参賀

また、皇居において開催された上記一般参賀の他にも、2019年5月4日及び5日に正倉院事務所、御料牧場、京都事務所、各陵墓監区事務所及び各御用邸管理事務所等の宮内庁地方機関でも「一般参賀」として「記帳」の受付が行われている。

5 小括

2019年5月1日に行われた剣璽等承継の儀及び即位後朝見の儀が、既に現行憲法の精神に反するとして法的効力を失った旧憲法下での旧皇室典範、登極令、同附式に基づいて行われたことは原告の第1及び第2準備書面で述べたところである。

これら儀式を終えたことをもって国民から「祝賀」されている旨の「おことば」が上記一般参賀においてなされているのだから、上記一般参賀の憲法適合性について以後論ずることになる。

6 求釈明

(1) 上記一般参賀は「大礼関係の行事」とされているところ

ア 一般参賀の主催者は誰か。

イ 一般参賀に天皇皇族が姿を現すことは公的な行為、私的行為のいずれであるのか。

ウ 一般参賀において天皇が「おことば」を発することは公的な行為、私的行為のいずれであるのか。

(2) 上記一般参賀に要した経費は宮廷費・内廷費のいずれから支出されたのか。その理由は何か。

(3) 2019年4月19日更新の富山県上市町ホームページによれば、富山県を通じ宮内庁から「依頼」があったとされる。

宮内庁が各都道府県を通じて各市町村に「依頼」をしたと思われるが、「依頼」の主体、時期、内容、方法如何。

第2 2019年秋以降～「即位礼正殿の儀」までの儀式

1 斎田抜穂前一日大祓

(1) 儀式の概要

「斎田抜穂前一日大祓」とは、斎田抜穂の儀の前日に、これに参加する米の収穫者を清める儀式である。儀式の概要は以下のとおりである。

記

「祓所（はらえど）」の設置

大札委員が「着床」

「大田主（おおたぬし）」（＝田んぼの所有者）が「着床」、「奉耕者（ほうこうしゃ）」（＝田んぼの耕作者）が所定の位置に着く
抜穂使（ぬきほし）が「着床」、随員が「着床」

抜穂使が随員に祓いを命じる。

随員1名が大祓の詞（ことば）を読む。

随員1名が大麻（おおぬさ）を執って抜穂使、大田主、奉耕者等を祓う。

随員が祓物を執って「大河」に向かう。

各員が退出する。

(2) 本件における儀式の実施状況

本件においても、2019年9月26日、東日本の悠紀地方では「悠紀田」に決まった栃木県高根沢町の鬼怒川の河畔で、西日本の主基地方では「主基田」に決まった京都府南丹市八木町の桂川河畔で、「斎田抜穂前一日大祓」が執り行われた。

ア 悠紀地方での儀式

悠紀田のある栃木県高根沢町の鬼怒川河畔では、河川敷に鯨幕を巡らした天幕を祓所（はらえど）とし、同日午後3時から儀式が挙行された。宮内庁の掌典及び掌典補が抜穂使随員として「大祓の詞（ことば）」を読み上げた。その後、白装束に身を包んだ大田主（おおたぬし）である石塚毅男氏（55）及び稲刈りに携わる地元農家の奉耕者らに対し、大麻を振って大祓を行って「穢れ」を祓った。

その後、上記掌典職が「穢れを移らせた祓物」＝白い布の包みを、「大河」＝鬼怒川に流して約15分程度の一連の儀式が終了した。

イ 主基地方での儀式

主基田のある京都府南丹市八木町の桂川河畔においても、約20人が出席し、大礼委員である宮内庁京都事務所の詫間直樹所長らに続き、白張（はくちょう）姿となった大田主（おおたぬし）である中川久夫氏（75）及び住民ら奉耕者10人、抜穂使を務める衣冠姿の宮内庁職員である唐橋在倫掌典や掌典補が、河畔に設営されたテント張りの会場に次々と入場した。「大祓の詞（ことば）」が読まれた後、掌典補が出席者を神具「大麻（おおぬさ）」でおほらいした。

上記掌典職が「穢れを移らせた祓物」＝白い布の包みを、「大河」＝桂川に流して一連の儀式が終了した。

(3) 小括

公務員である宮内庁の職員（掌典職）が「拔穂使」随員として、参加者に「穢れを落とすという「お祓い」を行い、かつ「お祓い」によって「穢れを移らせた祓物」を川に流すという呪術性の強い宗教行為を行っている。

当該儀式の性格は、一地方の田んぼを「斎田」などと称して神聖化し、聖なる「斎田」から稲を収穫する者はすべからず穢れを落とさなければならないという宗教的観念に基づき、参加者に対し「お祓い」を行い、お祓いによって「穢れを映らせた祓物」を川に流すという呪術性の強い儀式である。

しかも「お祓い」「祝詞」「祓物を『大河』に流す」という宗教的儀式を主導するのは、公務員である宮内庁の職員（掌典職）である。

さらに「斎田」の耕作者や地主といった一般市民を「大田主」「奉耕者」などと位置づけて、事実上強制的にこの呪術的な宗教儀式に参加させている。

このように本件儀式は、明白な宗教儀式であり、かつ被告国は、同儀式を公務員に主導させ、かつ一般市民を動員して参加させているものであって、かかる行為は政教分離違反であると同時に信教の自由を侵害する行為である。

2 斎田拔穂の儀

(1) 儀式の概要

斎田拔穂の儀は、大嘗祭に供出する新穀を斎田（悠紀田及び主基田）から収穫する儀式である。

同儀式の概要は以下のとおりである。

斎田近隣の300平方メートルの土地を斎場とし、神殿、その両脇に

「稲実殿（いなのみでん）」、「神饌所」を天幕張りで設置する。その背後に2つの幄屋（あくや＝控え室）を設置する。なお、神殿の祭神は、『延喜式』に記された「祭神八座」、すなわち、御歳神（みとしのかみ）、高御魂神（たかみむすびのかみ）、庭高日神（にわたかびのかみ）、大御食神（おおみけつかみ）、大宮売神（おおみやめのかみ）、事代主神（ことしろのかみ）、阿須波神（あすはのかみ）、波比伎神（はびきのかみ）である。

参加者は、まず斎場の入り口で手水を行い（清めの儀式）、全員着床したところで、降神（神が降って来た）とみなし、これに対し神饌・幣物を備える。

その後、抜穂使が祝詞を奏上して、大田主に抜穂（稲を刈ること）を命じる。

これを受けて大田主は奉耕者を伴って祭殿に行つて、所定の作法に則つて抜穂を三宝（お盆の下に台の付いた神具）に乗せる。その抜穂を抜穂使が検分して稲実殿に収め、幣物・神饌を引き上げる。これをもって昇神（神が天に昇る）と見做す。

（2）儀式の手順

儀式は、具体的には以下の手順で進められる。

記

斎場の装飾

大札委員の着床

大田主の着床、耕作者が所定の位置に。

参列者が着床。

抜穂使が随員を従えて入場し、着床。

神饌（しんせん＝神に供える飲食物）及び幣物（へいもつ＝神饌以

外の供え物)を備える。

抜穂使が祝詞を奏する。

抜穂の儀を行う。

幣物と神饌をどける。

(3) 儀式で参列を要請される「諸員」

参列を要請される「諸員」(メンバー)は以下のとおりである。

記

悠紀主基各地方の県の総代(県知事)及び農業協同組合中央会の総代

悠紀主基各地方の市町村の総代(市町村の長)及び農業組合の総代

(4) 本件における儀式の実施状況

本件においても、2019年9月27日、悠紀田のある栃木県高根沢町では、福田富一栃木県知事、高根町長、JA栃木中央会の高橋武会長ら10名が参列して午前10時に上記儀式が始まった。

上記儀式の段取りに従って、斎場で天皇の使いである抜穂使(宮内庁職員である掌典職)が祝詞を読み、白張黄単(はくちょうきひとえ)を着た大田主である石塚氏を先頭に、儀式を手伝う「奉耕者」10名が斎田に入った。石塚氏らが四束の稲(本県オリジナル品種「とちぎの星」)を刈り取って斎場へ運び、抜穂使がこれを検分し、その後上記石塚氏らが稲を保管する「稲実殿(いなのみでん)」に納めた。

主基田のある南丹市でも同時刻に西脇隆俊京都府知事、西村良平南丹市長らが参列し、大田主の中川久夫氏を中心に斎田の稲(「キヌヒカリ」)を刈り取る同様の儀式が行われた。

儀式は上記手順で終了し、各斎田においても午後に機械を使って稲刈

りが行われ、各187・5キロ（精米180キロ、玄米7・5キロ）が皇居へ送られた。

なお、上記新米は宮内庁が買い取った。

（５）小括

本件儀式は、「祭神八座」を祭る神殿を設置し、斎場の入り口で手水を行い（清めの儀式）、天から降って来た神々に神饌・幣物を備え、さらに斎田から抜穂した稲を祭神に捧げて、これをもって昇神（神が天に昇る）と見做すという宗教的儀式である。

そして、上記斎田から稲を刈り取る儀式においても、所定の作法に則って抜穂を三宝（お盆の下に台の付いた神具）に乗せるという儀式性の強い行為が行われている。

また、これらの宗教的儀式を主導するのは、公務員である宮内庁の職員（掌典職）である。

さらに、「斎田」の耕作者や地主といった一般市民を「大田主」「奉耕者」などと位置づけて、事実上強制的にこの呪術的な宗教儀式に参加させている。

抜穂の儀ではこれに留まらず、栃木県知事、高根町長、京都府知事、南端市長といった斎田所在地の行政の長（公務員）を動員し、かつ農協関係者も動員している。

このように本件儀式は、明白な宗教儀式であるところ、被告国は、同儀式を公務員に主導させ、かつ一般市民及び地方公共団体の長を動員して参加させているものであって、かかる行為は政教分離違反であると同時に信教の自由を侵害する行為である。

3 「悠紀主基両地方新穀供納」

(1) 儀式の概要

「悠紀主基両地方新穀供納」とは、大嘗祭に使う米を大嘗宮の「斎庫（さいこ）」に納める行事である。「斎庫」内部は、「悠紀方」「主基方」に分かれて設置され、それぞれの斎田から刈り取られた新穀（斎田米）を収める仕組みとなっている。

上記儀式の概要は以下のとおりである。

記

式場舗設

大礼委員の着床

掌典及び掌典補の着床

大田主が辛櫃奏舁者（斎田米の入った辛櫃を担ぐ者。実際は斎田を耕した「奉耕者」。）と一緒に式場に参入。

大礼委員が新穀を検する。

掌典が櫛を執って新穀を祓う。

掌典が掌典補に命じて新穀を斎庫に収納させる。

全員退出。

(2) 本件における儀式の実施状況

本件においても、2019年10月15日午前10時、皇居・東御苑において、まず悠紀地方（栃木県高根沢町）の悠紀田の供納が午前10時から始まった。耕作者の大田主（おおたぬし）の石塚毅男氏ほか、同県の農協関係者らが出席し、稲刈りを手伝った「奉耕者」らが米を「辛櫃（からひつ）」に入れて運び込み、宮内庁の大礼委員の確認を受けた。祓いの後、米は斎庫に納められた。

次に午前11時半から、京都府南丹市の主基田の供納が同様に行われ

た。

(3) 小括

本件儀式は、「斎庫」という神話に基づく倉庫を設置し、斎田の耕作者らを「大田主」「辛櫃奏昇者」などと宗教的に位置づけた上で、斎田で採取された新穀を担がせて運ばせ、単なる新穀にお祓いをして、「斎庫」に収納させるという宗教儀式であることは明白である。

また、これらの宗教的儀式を主導するのは、公務員である宮内庁の職員（掌典職）である。

さらに、「斎田」の耕作者や地主といった一般市民を「大田主」「奉耕者」などと位置づけて、事実上強制的にこの呪術的な宗教儀式に参加させている。

このように本件儀式は、明白な宗教儀式であるところ、被告国は、同儀式を公務員に主導させ、かつ一般市民を動員して参加させることは政教分離違反であると同時に信教の自由を侵害する行為である。

4 即位礼当日賢所大前の儀

(1) 儀式について

即位礼が行われる当日に、即位礼を行うことを賢所において神前に報告する儀式である。賢所の性質については、従前原告らが主張した通りであるが、ここでの奉告の対象は神であって人ではないことは明白であり、かかる行事が国家の行事として行われているという点が見過ごされてはならない重要な点である。

(2) 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流

れで行われることとされている。

記

10月22日午前7時，御殿を装飾する。

午前8時40分，参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が賢所参集所に参集される。

次に天皇，皇后が綾綺殿にお入りになる。

次に天皇に御服を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御手水を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御笏を供する(侍従が奉仕する。)

次に皇后に御服を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御手水を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御檜扇を供する(女官が奉仕する。)

次に御扉を開く。

この間，神楽歌を奏する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間，神楽歌を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に大礼委員が着床する。

次に諸員が参進して幄舎に着床する。

式部官が誘導する。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が参進して幄舎に着床される。

式部官が誘導する。

午前9時，天皇がお出ましになる。

掌典長が前行し，侍従が劍璽を捧持し，侍従が随従する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになる。侍従が劍璽を案上に置き，簀子に候する。

次に天皇が御拝礼になり，御告文をお奏しになる(御鈴を内掌典が奉仕する。)

次に天皇が御退出になる。前行及び随従は，お出ましのときと同じである。

次に皇后がお出ましになる。

掌典長が前行し，女官が随従する。

次に皇后が内陣の御座にお着きになる。女官が簀子に候する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御退出になる。

前行及び随従は，お出ましのときと同じである。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間，神楽歌を奏する。

次に御扉を閉じる。

この間，神楽歌を奏する。

次に各退出する。

(3) 儀式の参列者

被告によって公開されている参列者一覧によれば、儀式の参列者は以下の通りである。三権の長をはじめとして、公務員の中でも国家の要職にある人物が揃って参列することとされていることが明らかである。

記

参列の諸員は、次のとおりとする。

内閣総理大臣及び国務大臣並びに衆議院及び参議院の議長及び副議長
並びに最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行)

認証官総代

各省庁の事務次官の総代

都道府県の総代

市町村の総代

その他別に定める者

(4) 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

天皇:御束帯(帛御袍)

皇后:白色帛御五衣・同御唐衣・同御裳

侍従，掌典長，掌典次長，掌典及び楽長:束帯

女官:桂袴

内掌典:衣袴，桂袴

掌典補，楽師:布衣単

出仕:雑色

燕尾服，モーニングコート，紋付羽織袴又はこれらに相当するもの

勲章着用

(5) 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、宮内庁の職員であ

る侍従も儀式の列をなすことが規定されている。

5 即位礼当日皇霊殿に奉告の儀

即位礼が行われる当日に、即位礼を行うことを皇霊殿において神前に奉告する儀式である。皇霊殿の性質についても、従前原告らが主張した通りであるが、賢所に関するものと同様、ここでの奉告の対象は神であって人ではないことは明白であり、かかる行事が国家の行事として行われているのである。

なお、この儀式の式次第等については、「即位礼当日賢所大前の儀に倣う(御鈴の儀はない。)」とされていることから、前項において述べたのと同様であると考えられる。

6 即位礼当日神殿に奉告の儀

即位礼が行われる当日に、即位礼を行うことを神殿において神前に奉告する儀式である。神殿の性質についても、従前原告らが主張した通りであり、賢所および皇霊殿について述べた能登同様、ここでの奉告の対象は神であって人ではないのであり、かかる行事が国家の行事として行われているのでらある。

なお、この儀式の式次第等についても、「即位礼当日賢所大前の儀に倣う(御鈴の儀はない。)」とされていることから、前項において述べたのと同様であると考えられる。

第3 「即位礼正殿の儀」より後～「大嘗宮の儀」までの儀式のうち、祝賀に関する行事

1 祝賀御列の儀

(1) 儀式の概要

「祝賀御列の儀」は2019年11月10日に実施されたオープンカーによる現天皇皇后のパレードであり、国事行為たる国の儀式である。

実施されたパレードのコースは皇居正門から二重橋前交差点、桜田門交差点、国会議事堂正門前、憲政記念館前交差点、国立国会図書館前、平河町交差点、都道府県会館前、赤坂御用地南門前、青山一丁目交差点、権田原交差点及び赤坂御所正門を経て、赤坂御所に至るものであり、式典委員会及び内閣総理大臣が決定した具体的な式次第は以下のとおりである。

記

15時15分、皇嗣夫妻が皇族休所に参集する。

15時20分、内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官が皇居の南溜に参集する。

内閣総理大臣、内閣官房長官及び内閣官房副長官がそれぞれ南車寄の所定の位置に着く。

15時27分、天皇皇后が南車寄に現れ、皇嗣夫妻、宮内庁長官、式部官長等が所定の位置に着く。

君が代の演奏

天皇皇后、皇嗣夫妻、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長官、宮内庁長官、式部官長等が乗車する。

15時30分に出発し、皇居正門、二重橋前交差点、桜田門交差点、国会議事堂正門前、憲政記念館前交差点、国立国会図書館前、平河町交差点、都道府県会館前、赤坂御用地南門前、青山一丁目交差点、

権田原交差点及び赤坂御所正門を経て、赤坂御所に到着する
天皇皇后、皇嗣夫妻、内閣総理大臣、内閣官房長官、内閣官房副長
官、宮内庁長官、式部官長等が降車する。

赤坂御所御車寄の所定の位置に天皇皇后、皇嗣夫妻、内閣総理大臣、
内閣官房長官、内閣官房副長官、宮内庁長官、式部官長等が着く。

君が代の演奏

天皇皇后が赤坂御所に入る。

2 儀式による影響

なお、上記「祝賀御列の儀」に伴い実施された交通規制によって生じ
た都内各所での交通渋滞等の規模・内容等の詳細は不明である。

2 饗宴の儀

(1) 儀式の概要

「饗宴の儀」は、即位を披露し祝福を受けるための饗宴であるとされ
(2018年4月3日閣議決定)、2019年10月22日及び25日に
着席形式で、同月29日及び31日には立食形式で計4回行われた。

いずれも国事行為たる国の儀式であり、「天皇陛下の御退位及び皇太子
殿下の御即位に伴う式典委員会」(以下、「式典委員会」という)及び内
閣総理大臣が決定した各日のア開催場所・時間、イ出席者、ウ式次第等
は以下のとおりである。

記

・第1日(2019年10月22日)

ア 皇居豊明殿 19時20分

イ 外国元首・祝賀使節等夫妻、衆・参両院議長夫妻、内閣総理大
臣夫妻、最高裁判所長官夫妻

約 4 1 0 名

ウ 1 9 時 1 0 分、内閣総理大臣、衆議院議長、参議院議長及び最高裁判所長官並びにこれらの者の配偶者（以下「国内参列者」という）が皇居の千草の間及び千鳥の間に参集する。

1 9 時 1 5 分、皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王（以下、「皇族」という）が皇族休所に参集する。

1 9 時 2 0 分、天皇皇后が殿竹の間に入る。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

国内参列者が、順次、正殿竹の間に入り、天皇皇后と挨拶を交わし春秋の間に入る。

皇族が春秋の間に入る。

外国元首・祝賀使節等及びこれらの者の配偶者（以下「外国参列者」という）が、順次、正殿竹の間に入り、天皇皇后と挨拶を交わす。

外国参列者に正殿松の間の高御座及び御帳台を供覧する。

外国参列者が春秋の間に入る。

春秋の間において食前の飲物を供する。

春秋の間において舞楽を供覧する。

皇族が外国参列者及び国内参列者とともに豊明殿に入る。

天皇皇后が外国参列者とともに豊明殿に入る。式部官長が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

食事（着席）を供する。この間、雅楽を奏する。

天皇皇后が外国参列者とともに春秋の間に入る。式部官長が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

皇族が外国参列者及び国内参列者とともに春秋の間に入る。

食後の飲物を供する。

天皇皇后が松風の間に入る。

外国参列者が、順次、松風の間に入り、天皇皇后と挨拶を交わして退出する。皇族は春秋の間で見送る。

皇族が松風の間に入る。

天皇皇后が退出する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇族が供奉し、

侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

国内参列者が退出する。

・第2日（2019年10月25日）

ア 皇居豊明殿 12時

イ 衆・参両院議長、副議長各夫妻、常任委員長等国会議員、内閣総理大臣、副総理各夫妻、国务大臣、内閣官房副長官、副大臣、内閣法制局長官、
会計検査院長、人事院総裁、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、最高裁判所長官、長官代行各夫妻、最高裁判所判事、東京高等裁判所長官、地方公共団体の代表（8名）、元三権の長夫妻、元皇族・御親族夫妻、各界代表、海外日系人の代表等

480名

ウ 11時40分、参列者が皇居春秋の間に参集する。

正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。

11時45分、皇族が皇族休所に参集する。

11時55分、参列者が豊明殿に入り所定の位置に着席する。

12時、天皇皇后が豊明殿に入る。式部官長及び宮内庁長官が

前行し、皇族が供奉し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことば」

内閣総理大臣が祝詞を述べる。

君が代を演奏する。

代表者が杯を挙げる。

食事（着席）を供する。

この間、雅楽を奏する。

天皇皇后が豊明殿を退出する。

前行、供奉及び随従は入場のときと同じ

参列者が退出する。

・第3日（2019年10月29日）

ア 皇居豊明殿及び春秋の間 15時

イ（ア）豊明殿

国会議員、国会事務局の職員、大臣政務官、認証官の一部・事務次官等の行政機関・司法機関職員

約520名

（イ）春秋の間

都道府県知事・同議会議長、政令指定都市市長・同議会議長、市長・同議会議長代表、町村長・同議会議長代表、各界代表、報道関係

約410名

ウ 14時20分、参列者が皇居の豊明殿及び春秋の間に参集する。

正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。

14時25分、皇族が皇族休所に参集する。

(ア) 豊明殿

1 4 時 5 5 分、参列者が豊明殿の所定の位置に列立する。

1 5 時、天皇皇后が豊明殿に入場する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇族（春秋の間に入る皇族を除く）が供奉し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことばが」

代表者が祝詞を述べる。

君が代を奏する。

代表者が杯を挙げる。

食事（立食）を供する。

天皇皇后が豊明殿を退出する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

雅楽を奏する。

(イ) 春秋の間

1 4 時 5 5 分、参列者が春秋の間の所定の位置に列立する。

1 5 時、皇族（豊明殿に入る皇族を除く。）が春秋の間に入る。

食事（立食）を供する。

この間、雅楽を奏する。

天皇皇后が春秋の間に入場する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことば」がある。

代表者が祝詞を述べる。

君が代を奏する。

代表者が杯を挙げる。

天皇皇后が春秋の間を退出する。式部官長及び宮内庁長官が前

行し、春秋の間にいた皇族が供奉し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

豊明殿の皇族が豊明殿を退出する。

参列者が退出する

・第3日（2019年10月29日）

ア 皇居春秋の間及び豊明殿 15時

イ（ア）春秋の間

駐日外国大使夫妻 約280名

（イ）豊明殿

各界代表 約500名

ウ 14時40分、参列者が皇居の春秋の間及び豊明殿に参集する。

正殿松の間において高御座及び御帳台を供覧する。

14時45分、皇族が皇族休所に参集する。

（ア）春秋の間

14時55分、参列者が春秋の間の所定の位置に列立する。

15時天皇皇后が春秋の間に入場する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、皇嗣殿下、皇嗣妃殿下、親王殿下、親王妃殿下、内親王殿下及び女王殿下（豊明殿に入場する皇族を除く）が供奉し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことば」

外交団長が祝詞を述べる。

外交団長が杯を挙げる。

食事（立食）を供する。

天皇皇后が春秋の間を退出する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

雅楽を奏する。

(イ) 豊明殿

14時55分、参列者が豊明殿の所定の位置に列立する。

15時、皇族（春秋の間に入る皇族を除く）が豊明殿に入場する。

食事（立食）を供する。

この間、雅楽を奏する。

天皇皇后が豊明殿に入場する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことば」

代表者が祝詞を述べる。

君が代を奏する。

代表者が杯を挙げる。

天皇皇后が豊明殿を退出する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、豊明殿にいる皇族が供奉し、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

春秋の間にいる皇族が春秋の間を退出する。

参列者が退出する。

3 内閣総理大臣夫妻主催晩餐会

(1) 儀式の概要

2019年10月23日に都内ホテルニューオータニで行われたものであり、外国元首・祝賀使節に日本の伝統文化を披露してこれに対する理解を深めてもらうとともに、来日に謝意を表するためであるとされる。

式典委員会及び内閣総理大臣が決定した具体的な式次第等は以下の

とおりである。

記

ア カクテル（芙蓉の間）

飲物及び軽食を提供する。

内閣総理大臣夫妻が、順次到着する参列者に挨拶する。

参列者が、順次、正餐会場（鶴の間）に移動する。

イ 文化行事

（ア）狂言、歌舞伎、文楽及び演目「三番叟」の解説映像を放映する。

（イ）野村萬斎氏が狂言を、市川海老蔵氏が歌舞伎を、吉田玉男氏が文楽を披露（演「三番叟」）する。

（ウ）能及び演目「石橋」の解説映像を放映する。

（エ）観世清和氏及び観世三郎太氏が能を披露（演目「石橋」）する。

ウ 内閣総理大臣挨拶・乾杯

挨拶の内容は以下のとおりである。

「ご列席の皆さま

このたびは、天皇陛下の即位の礼にご参列をいただき、誠にありがとうございます。皆さまが多くのご国や地域、国際機関を代表し遠路はるばる東京にお越し下さり、天皇陛下のご即位をお祝いしていただきましたことに対しまして、日本国政府および日本国民を代表して厚く御礼を申し上げます。また、私自身、この機会に、本日の晩餐会を催すことができましたことを大変光栄に存じます。

わが国は、天皇陛下のご即位とともに、「令和」という新しい時代に入りました。「令和」の意味は、「美しい調和」であり、人々が美しく心を寄せ合う中で文化が生まれ育つという意味が込められています。

ただいまご覧をいただきました「狂言」「歌舞伎」「文楽（ぶんらく）」そして「能」も、わが国の歴史の中で人々の間から生まれ、時代を超えて発展・継承されてきました。

悠久の歴史と薫（かお）り高き文化、四季折々（しきおりおり）の美しい自然。これらは全て日本の国柄（くにがら）であり、しっかりと次の時代へ引き継いでいく。春の訪れを告げ、見事に咲き誇る梅の花のように、一人一人が明日への希望とともに、それぞれの花を大きく咲かせることができる。そうした日本でありたいとの願いが、新元号「令和」には込められています。

わが国は、この「令和」の時代において、国際社会、ここにご列席の全ての皆さまと手を携え、世界の平和と繁栄、地球規模課題の解決、科学技術や文化の発展、相互理解の促進に、一層貢献を行っていく決意です。

わが国では現在、ラグビーワールドカップが開催されており、世界各地から集まった代表チームが熱戦を繰り広げております。来年は、東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。さらに2025年には、大阪・関西万博が開催されます。

今回のご訪日により、わが国に対するご関心、ご理解を一層深めていただくとともに、これら国際的なイベントをはじめ、さまざまな機会に、再び来日いただきますことを、心よりお待ち申し上げます。

ここに、ご列席の皆さまの益々のご健勝を祈念し、皆さまのお国や地域、国際機関とわが国との友好親善の一層の発展を願って、杯を挙げたいと思います。」

エ 正餐

オ 参列者退出

(2) 参列者

参列者の推薦基準は、以下のとおりとされている。

記

ア 外国元首・祝賀使節等

外国元首・祝賀使節等夫妻

前記アに掲げる者以外の各国等を代表する者 各2名

即位礼正殿の儀に参列する海外日系人

イ 立法機関

衆・参両院議長

ウ 行政機関

内閣総理大臣

国務大臣

内閣官房副長官、外務副大臣

内閣法制局長官

外務大臣政務官

内閣府事務次官

外務事務次官、外務審議官

文化庁長官

エ 司法機関

最高裁判所長官

オ アからエまでに掲げる者の配偶者

第4 「即位礼正殿の儀」より後～「大嘗宮の儀」までの儀式のうち、大嘗祭の準備に関する行事

1 神宮に勅使発遣の儀

「神宮に勅使発遣（はっけん）の儀」は、皇位継承に伴う大嘗祭の挙行を伊勢神宮に報告するため、天皇が使者である勅使を送るものである。

儀式の概要は以下のとおりである。

記

御殿を装飾

大礼委員、勅使が着床

天皇が来所し、その際、式部官長及び宮内庁長官が前を行き、侍従が剣を持ち、侍従長及び侍従が追従する

本件においても、11月8日午前10時から皇居・宮殿「竹の間」で「神宮に勅使発遣（はっけん）の儀」が行われた。宮内庁によると、天皇は「御引直衣（おひきのうし）」という白の装束姿で、伊勢神宮に供える幣物を見た後、勅使に大嘗祭の挙行を記した「御祭文（ごさいもん）」を、山本信一郎長官を通じて手渡した。天皇は勅使に対し「よく申してたてまつれ」と述べた。

2 「大嘗祭前二日御禊」及び「大嘗祭前二日大祓」

「大嘗祭前二日御禊」は、大嘗祭の前2日に天皇が宮殿竹の間で行う「御禊（ぎょけい）」＝禊ぎ（身体を清める）の儀式である。「大嘗祭前二日大祓」は、同日、同様に大嘗祭に出席する皇族や参列者を対象に行われる御禊（禊ぎ）である。

本件においても、11月12日、天皇は、皇居・宮殿「竹の間」で「大嘗祭前二日御禊（ごけい）」に臨んで、いわゆるお祓いを受けて身を清めた。また同日、皇居・正門付近では皇族方や参列者らを対象とした「大

嘗祭前二日大祓（おおはらい）」が行われ、皇族を代表し、常陸宮が同様にお願いを受けた。

3 「大嘗祭前一日鎮魂の儀」及び「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭」

「大嘗祭前一日鎮魂の儀」は、大嘗祭の前日に大嘗祭が無事に行われるよう祈る儀式である。具体的には、掌典職や楽長、楽師、大札委員等が集い、平素神不在の御殿に、神座を奉安して、「神八座」と「大直神一座」との降神を願い、神饌、八代物等の供物を供し、聖天町の祝詞奏上、大直歌を奏し、倭舞を奏する儀式である。

「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭」は、同日に大嘗祭が行われる建物（新しく建てた大嘗宮各殿、各門）の安泰を祈る儀式である。具体的には、掌典職が、悠紀殿・主基殿の四隅や、神門左右に、賢木を立てたり、米、塩、切麻を散布して、神饌を供し、祝詞を奏するなどする儀式である。

本件においても、大嘗祭前日の11月13日午後、皇居では儀式が無事終わるよう祈る「大嘗祭前一日鎮魂の儀」が宮中三殿近くの綾綺殿で、儀式が行われる建物の安泰を祈る「大嘗祭前一日大嘗宮鎮祭」が東御苑の大嘗宮でそれぞれ行われた。

このうち、大嘗宮で行われた行事は報道陣に公開された。皇室の祭祀を担当する掌典が、大嘗宮の主要三殿や各神門で米や塩などをまき、「神饌」と呼ばれる供物をささげて祝詞を読み上げた。

4 大嘗祭当日神宮に奉幣の儀

「大嘗祭当日神宮に奉幣の儀」は、大嘗祭当日に天皇の使いが伊勢神宮を訪れて大嘗祭を実施することを、祭神に報告して成功を祈願する儀式である。

具体的には天皇が伊勢神宮に勅使を使わし、外宮（げくう）豊受大神

宮（とようけだいじんぐう）、「内宮（ないくう）皇大神宮（こうたいじんぐう）」に幣物を奉納する。勅使の服装は束帯・束剣、幣物は錦、綾、帛、木綿、細布などの絹や木綿の織物各種である。

本件においても、11月14日、三重県伊勢市の伊勢神宮にて、勅使が「束帯」と呼ばれる黒い衣装に太刀を携え、五色の足絹など「幣帛」と呼ばれる奉納品が入った辛櫃を運んだ。天皇の妹の黒田清子氏が祭主として随行し、小松揮世久大宮司らと共に約30名で参道を歩いた。その後、内宮にて勅使が天皇の「御祭文」を奉告する「奉幣の儀」に臨み、祭事の無事と安全を祈った。

5 大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀

「大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀」は、大嘗祭の当日、賢所に大嘗祭を行うことを報告し「御饌」を供える儀式であり、儀式の概要は以下の通りである。

記

御殿を装飾

大札委員が参集

御扉を開く（この間神楽歌を奏する。）

神饌及び幣物を供する。

掌典長が祝詞を奏する。

御鈴の儀式

大札委員が進んで幄舎に着床

天皇代拝

皇后代拝

大札委員参礼

幣物及び神饌を引き下げる。

(この間、神楽歌を奏する。)

なお、神饌は、折敷高杯（おしきたかつき＝酒を入れる徳利のような神具）、折櫃（菓子、魚などを入れる檜の薄板を利用した小箱）、酒、別神饌丸物（調理をせずに生のままの食材）である。また、供物は、錦、綾、帛、木綿、細布などの絹や木綿の織物各種である。

6 大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀

「大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀」は大嘗祭の当日、皇霊殿及び神殿に大嘗祭を行うことを報告する儀式である。

儀式の概要は、上記「賢所大御饌供進の儀」と同様である（御鈴の儀式はない。）。

神饌は、平盛、酒、幣物は錦、綾、帛、木綿、細布、麻などである。

本件においても、11月14日午前、皇居・宮中三殿の賢所において、天皇に代わって楠本祐一掌典長が拝礼するなどして「大嘗祭当日賢所大御饌供進の儀」が行われ、皇霊殿と神殿でも「大嘗祭当日皇霊殿神殿に奉告の儀」が行われた。

7 小括

上記の各儀式の内実は、大嘗祭の二日前、前日、当日において、「禊ぎ（みそぎ）」「お祓（はら）い」等の穢れを落とす呪術的な儀式や、実存しない祭神に対して「神饌」「幣物」などを提供する前近代的な儀式を繰り返しているものであって、これらが一体として宗教的儀式であることは明らかである。

また、象徴という国家機関である天皇をして、天孫降臨神話に由来する天照大神等を祀る伊勢神宮に、わざわざ人（勅使）を派遣して、大嘗祭を実施することを報告するという極めて非合理的な宗教性の強い儀式

や手順に則って行動させている（「神宮に勅使発遣の儀」「大嘗祭当日神宮に奉幣の儀」）。

さらに、式部官長及び宮内庁長官、掌典職などの宮内庁職員がこれらの儀式に随行し、或いは儀式を主導している実態がある。

このように上記各儀式は、明白な宗教儀式であるところ、被告国は、同儀式を公務員や天皇に主導させ、かつ参加させているものであって、かかる行為は政教分離違反であると同時に信教の自由を著しく侵害する行為である。

第5 「大嘗宮の儀」より後の儀式

1 大饗の儀

(1) 儀式の概要

大饗の儀は、2019年11月16日及び18に行われた皇室行事である。

大嘗祭の祝宴であるとされ、大嘗祭において「神饌」として供えられた食物が大嘗祭の参列者に振る舞われるものであるとされる。

宮内庁大礼委員会が決定した式次第と参加者等は以下のとおりである。

記

・第1日（2019年11月16日）

ア 式次第

午前8時、豊明殿を装飾する。

午前11時40分、参列の諸員が休所に参集する。

午前11時45分、皇族が皇族休所に参集する。

参列の諸員が豊明殿に入る。式部官が誘導する。

正午、天皇が豊明殿に入場する。式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従がそれぞれ剣及び璽を捧持し、皇嗣及び親王が供奉し、

侍従長、侍従及び大札副委員長が随従する。

皇后が豊明殿に入場する。式部副長及び侍従次長が前行し、皇嗣妃、親王妃、内親王及び女王が供奉し、女官長、女官及び大札副委員長が随従する。

天皇が着席し、侍従がそれぞれ剣及び璽を案上に置く。

皇后が着席する。

天皇の「おことば」がある。

代表者が「奉答」する。

白酒黒酒を天皇、皇后に供し、諸員に「賜る」

式部官長が悠紀主基両地方の献物の色目を述べる。この時、両地方の献物を排列する。

食事及び酒を天皇、皇后に供し、諸員に「賜る」

久米舞を奏する。

穀物を再び天皇、皇后に供し、諸員に「賜る」

悠紀主基両地方の風俗舞を奏する。

大歌及び五節舞を奏する。

挿華を天皇、皇后に供し、諸員に「賜る」

天皇、皇后が退出する。前行、供奉及び随従は入場の時と同じである。

諸員が退出する。

イ 参列者

内閣総理大臣、元内閣総理大臣及び副総理並びに以上の者の配偶者

国務大臣及び副大臣

衆議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員長、特別委員長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び

政治倫理審査会会長

衆議院の議員40人（特記した議員及び副大臣である議員を除く。）及び事務総長

参議院の議長、元議長、副議長並びに以上の者の配偶者、常任委員特別委員長、調査会長、憲法審査会会長、情報監視審査会会長及び政治倫理審査会会長

参議院の議員21人（特記した議員及び副大臣である議員を除く）及び事務総長

最高裁判所長官、元最高裁判所長官及び最高裁判所判事（長官代行）並びに以上の者の配偶者、最高裁判所判事及び事務総長

内閣官房副長官（政務）

国立国会図書館長

東京都、栃木県及び京都府の知事及び議会議長

栃木県及び京都府の農業協同組合中央会会長

栃木県及び京都府の齋田の大田主及びその配偶者

・第2日（2019年11月18日）

ア 式次第は前項に同じ。

イ 参列者

内閣法制局長官及び内閣官房副長官（事務）

検査官、人事官、公正取引委員会委員長、原子力規制委員会委員長、検事総長、次長検事、検事長及び高等裁判所長官

各省庁の事務次官等で宮内庁長官が指定する者

都道府県の知事及び議会議長（第1日に招待された者を除く）

市及び町村の長及び議会議長の代表

各界の代表

その他別に定める者

(2) 小括

大嘗祭は、即位した天皇が天照大神を初めて迎えて「神饌」を供し、これを共に食するという共食儀礼を中心に、天照大神の神威を高め、天皇がその「神威」あるいは「神聖性」を享受するという呪術的性格に基づいた宗教儀式である。

大嘗祭の祝宴である大饗の儀もまた、

- ① その大嘗祭を終えた天皇が、三種の神器のうち剣と璽（勾玉）と共に会場に入り、これらを「案上」に置いたうえで行われるものであって、
- ② 天皇皇后が「神饌」として供えられた食物を食すだけでなく、参加者にこれを振る舞い（宮内庁作成の式次第においては「賜る」と表記されている）、参加者が下賜されたその「神饌」を天皇皇后と共に食すという共食儀式であり、
- ③ 大嘗祭によって「現人神」となった天皇が、その臣下である人間に対して「神饌」を下賜したうえでこれを共食することによって、自分が享受したとされる天照大神の「神威」あるいは「神聖性」を参加者に示し、これを参加者が受領し確認するということがその核心となる意義を有する呪術的行為である。

大饗の儀は、呪術的性格に基づく宗教儀式であり、その呪術的性格の内容は上記③のとおりである。

内閣総理大臣等の公務員が、当該公務員の資格で大饗の儀に参加し、上記の呪術的性格に基づく共食儀式を行うことは、まず国民主権原理に相容れるものではない。そして明確な宗教的行為であって

政教分離に反するとともに、原告らの信教の自由を圧迫しこれを侵害するものである。

2 即位礼及び大嘗祭後神宮に親謁の儀

(1) 豊受大神宮に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、豊受大神宮（いわゆる伊勢神宮の外宮）に訪問して奉告する儀式である。伊勢神宮とは、一般に知られているとおり、神社本庁の本宗であって、宗教的な存在であることは疑いの余地がない。のみならず、国家神道の時代においては、全国の神社の中でも頂点として位置付けられてきたのであり、その歴史的な位置付けや意味合いを無視することは不可能である。ここでいう親謁の儀は、このような伊勢神宮の外宮に奉告を行う儀式であるという点で、重要な問題をはらんでいるのである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 1月22日時刻、天皇が行在所を御出発になる。

時刻、天皇が板垣御門にお着きになる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、御前侍従が劍璽を捧持し、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、御笏筥を捧持する。

侍従長及び侍従が御後に候し、大礼委員が随従する。

次に外玉垣御門外で天皇に大麻御塩を奉る(神宮禰宜が奉仕する。)

次に内玉垣御門内で天皇に御手水を供する(侍従が奉仕する。)

この時、祭主、大宮司及び少宮司が正殿の御扉を開き、御幌を攀げ、御供進の幣物を殿内の案上に奉安し、御階の下に候する。

次に天皇が瑞垣御門内にお進みになる。

掌典長が前行し、御前侍従が劍璽を捧持し、御後侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、御笏筥を捧持する。

侍従長が御後に候し、宮内庁長官、式部官長及び大礼委員が内玉垣御門外に候する。

次に天皇が正殿の御階をお昇りになり、大床の御座にお着きになる。

侍従が劍璽を捧持して御階の下に候する。

次に天皇が御拝礼になる。

次に天皇が行在所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后が行在所を御出発になる。

次に皇后が板垣御門にお着きになる。

侍従次長が前行し、侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、女官が御 檜扇筥を捧持する。

女官長が御後に候し、大礼委員が随従する。

次に外玉垣御門外で皇后に大麻御塩を奉る(神宮禰宜が奉仕する。)

次に内玉垣御門内で皇后に御手水を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后が瑞垣御門内にお進みになる。

掌典長が前行し、侍従が御菅蓋を捧持し、御綱を張り、女官が御 檜扇筥を捧持する。

女官長が御後に候し、侍従次長及び大礼委員が内玉垣御門外に候する。

次に皇后が正殿の御階をお昇りになり、大床の御座にお着きになる。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が行在所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

天皇:御束帯(黄櫨染御袍)

皇后:御五衣, 御唐衣, 御裳 宮内庁長官, 侍従長, 侍従次長, 侍従, 式部官長, 掌典長, 掌典 及び大礼委員:衣冠単

掌典補:布衣単

女官長及び女官:桂袴 モーニングコート又はこれに相当するもの

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

(2) 皇大神宮に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、皇大神宮（いわゆる伊勢神宮の内宮）に訪問して奉告する儀式である。これも、伊勢神宮に対して奉告を行う儀式であるが、豊受大神宮への奉告の儀式の関係で述べたのと同様のことが当てはまる。

イ 儀式の内容等

なお、式次第については、「豊受大神宮に親謁の儀に倣う(11月23日時刻, 天皇板垣御門御着)。」とされており、この点は前項において述べたのと同様であると考えられる。

3 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵及び昭和天皇以前四代の天皇山陵に親謁の儀

(1) 即位礼及び大嘗祭後神武天皇山陵に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、神武天皇山陵を訪問して奉告する儀式である。歴代の天皇が全て神として扱われているということを前提とすれば、賢所、皇霊殿、神殿に対する奉告と同様、この儀式もやはり、神に対する報告という性質を有する儀式であることは明らかである。

なお、神武天皇は、初代の天皇であると言われている人物であるが、その実在性が疑われていることについては、周知の事実である。その存在は、歴史上の人物と言うよりも、むしろ神話上の人物というべきものであり、この儀式は、かかる神武天皇を祀った山陵に対して奉告を行う儀式であるという点も重要である。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 1月27日時刻, 陵所を装飾する。

時刻, 大札委員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に天皇が御休所を御出発になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従及び大札委員が随従する。

時刻、天皇が御拝礼になる。

次に天皇が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后が御休所を御出発になる。

侍従次長が前行し、女官長、女官及び大札委員が随従する。次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

モーニングコート又はこれに相当するもの

掌典長、掌典及び楽長:衣冠単

掌典補及び楽師:布衣単

出仕:雑色

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

(2) 即位礼及び大嘗祭後孝明天皇山陵に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、孝明天皇山陵を訪問して奉告する儀式である。この儀式もやはり、神に対する報告という性質を有する儀式であることは明らかである。

なお、孝明天皇は、神武天皇とは異なり、その実在性については争いのない人物であるが、江戸末期における日本の近代化の最初期の天皇であり、儀式の性質とその歴史的 position は切り離して考えることはできないというべきである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 1月27日時刻、陵所を装飾する。

時刻、大札委員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典次長が祝詞を奏する。

次に天皇が御休所を御出発になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従及び大札委員が随従する。

時刻、天皇が御拝礼になる。

次に天皇が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后が御休所を御出発になる。

侍従次長が前行し、女官長、女官及び大札委員が随従する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

モーニングコート又はこれに相当するもの

掌典次長、掌典及び楽長:衣冠単

掌典補及び楽師:布衣単

出仕:雑色

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従や、大礼委員も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

(3) 即位礼及び大嘗祭後明治天皇山陵に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、明治天皇山陵を訪問して奉告する儀式である。この儀式もやはり、神に対する報告という性質を有する儀式であることは明らかである。

なお、明治天皇は、日清戦争や日露戦争に際して戦争の指導にあたるなど、日本が帝国主義列強の一員となった時代の天皇であることは明らかである。明治天皇に対し、一連の奉告を行うというこの儀式について、明治天皇の果たした歴史的役割と切り離して評価することは不可能というべきである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 1月28日時刻、陵所を装飾する。

時刻、大礼委員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に天皇が御休所を御出発になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従及び大礼委員が随従する。

時刻、天皇が御拝礼になる。

次に天皇が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后が御休所を御出発になる。

侍従次長が前行し、女官長、女官及び大礼委員が随従する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に大礼委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

モーニングコート又はこれに相当するもの

掌典長、掌典及び楽長:衣冠単

掌典補及び楽師:布衣単

出仕:雑色

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇

后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従や、大礼委員も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

(4) 即位礼及び大嘗祭後昭和天皇山陵に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、昭和天皇山陵を訪問して奉告する儀式である。この儀式もやはり、神に対する報告という性質を有する儀式であることは明らかである。

なお、昭和天皇は、言うまでもなく日中戦争や第二次世界大戦に至った過程で天皇の地位にあった人物であり、政治的にも歴史的にも、その果たした役割は極めて大きい。今回に先立つ平成の代替わりに際して、一連の儀式を行うことについての憲法違反性が大きく問われることとなったのは、昭和天皇の果たした役割の大きさから考えれば、けだし当然である。そして、本儀式は、かかる昭和天皇に対して奉告を行うための儀式であるというのであるから、儀式に対する評価は昭和天皇に対する評価と不可分であることは明らかである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 2月3日時刻、陵所を装飾する。

時刻、大礼委員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に天皇が御休所を御出発になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従及び大札委員が随従する。

時刻、天皇が御拝礼になる。

次に天皇が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后が御休所を御出発になる。

侍従次長が前行し、女官長、女官及び大札委員が随従する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

モーニングコート又はこれに相当するもの

掌典長、掌典及び楽長:衣冠単

掌典補及び楽師:布衣単

出仕:雑色

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従や、大礼委員も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

(5) 即位礼及び大嘗祭後大正天皇山陵に親謁の儀

ア 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えたことを、大正天皇山陵を訪問して奉告する儀式である。この儀式もやはり、神に対する報告という性質を有する儀式であることは明らかである。

なお、大正天皇は、日本が第一次世界大戦に参戦した時代の天皇である。明治天皇や昭和天皇と比べれば、その在位の時期は短いものの、明治期から昭和期に至るまでの一連の過程で、日本が帝国主義列強として覇権を広げる時代の天皇であり、やはり本儀式の位置付けは、そのような大正天皇の果たした歴史的役割と一体のものとして評価されなければならないというべきである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 2月3日時刻，陵所を装飾する。

時刻，大礼委員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間，楽を奏する。

次に掌典次長が祝詞を奏する。

次に天皇が御休所を御出発になる。

式部官長及び宮内庁長官が前行し、侍従長、侍従及び大礼委員が随従する。

時刻、天皇が御拝礼になる。

次に天皇が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのとおりである。

次に皇后が御休所を御出発になる。

侍従次長が前行し、女官長、女官及び大礼委員が随従する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御休所にお帰りになる。

前行及び随従は、お出ましのとおりである。

次に大礼委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に各退出する。

ウ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

モーニングコート又はこれに相当するもの

掌典次長、掌典及び楽長:衣冠単

掌典補及び楽師:布衣単

出仕:雑色

エ 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従や、大礼委員も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

4 京都茶会

(1) 儀式の概要

2019年1月28日に天皇皇后が明治天皇山陵への親謁の儀に赴いたのちに京都御所において行われた行事であり、「大礼関係の行事」とであるとされる（訴状別表）。

(2) 儀式の内容

宮内庁大礼委員会が決定した式次第は以下のとおりである。

記

1月28日午後1時から同1時45分までに諸員が京都御所の会場に参集する。

午後1時15分から同1時55分まで会場において舞楽を供覧する。

午後2時、天皇皇后が会場に入場し、所定の位置に着く。式部官長が前行し、宮内庁長官、侍従長、侍従、女官長及び女官が随従する。

天皇の「おことば」がある。

代表者（京都府知事）が祝詞を述べる。

代表者が杯を挙げる。

歓談。この間、茶菓を供する。

天皇、皇后が退出する。前行及び随従は入場するときと同じである。

諸員が退出する。

(3) 招待される者の範囲

ア 京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、滋賀県、和歌山県及び三重県の次の者

知事及び府県議会議長

指定都市の市長及び市議会議長

市長会、市議会議長会、町村長会及び町村議会議長会の代表

経済界、社会福祉関係、学術文化関係、報道界、伝統産業関係等各界の代表

皇室関係者、行幸啓関係尽力者等

約600名

イ 各府県に推薦を依頼する人数は、次のとおりとされている。

京都府 130名

大阪府 100名

兵庫県 70名

奈良県 60名

滋賀県 60名

和歌山県 60名

三重県 60名

ウ 皇室関係者、行幸啓関係尽力者等で、各府県から推薦されない者については、宮内庁で決定するとされている(60名)。

(4) 求釈明

ア 「大礼関係の行事」とされる京都茶会は、天皇の公的な行為、私的行為のいずれであるのか。主催者は誰か。

イ 京都茶会の経費は宮廷費・内廷費のいずれから支出されたのか。その理由は何か。

5 即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀

(1) 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えた後、即位礼を行ったことを賢所において奉告する儀式である。賢所の性質、および、賢所への奉告が人ではなく神への奉告を意味することについては、従前述べたのと同様である。

(2) 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。

記

1 2月4日午前8時、御殿を装飾する。

時刻、大札委員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が賢所参集所に参集される。

次に天皇、皇后が綾綺殿にお入りになる。

次に天皇に御服を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御手水を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御笏を供する(侍従が奉仕する。)

次に皇后に御服を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御手水を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御檜扇を供する(女官が奉仕する。)

時刻、御扉を開く。

この間、神楽歌を奏する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、神楽歌を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に大札委員が着床する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が参進して幄舎に着床される。

式部官が誘導する。

午前10時、天皇がお出ましになる。

掌典長が前行し、侍従が御剣を捧持し、侍従が随従する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになる。

侍従が御剣を捧持し、簀子に候する。

次に天皇が御拝礼になる(御鈴を内掌典が奉仕する。)

次に天皇が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后がお出ましになる。

掌典長が前行し、女官が随従する。

次に皇后が内陣の御座にお着きになる。女官が簀子に候する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が拝礼される。

次に大札委員が拝礼する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、神楽歌を奏する。

次に御扉を閉じる。

この間、神楽歌を奏する。

次に各退出する。

(3) 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

天皇：御束帯(黄櫨染御袍)

皇后：御五衣・御小桂・御長袴

侍従，掌典長，掌典次長，掌典及び楽長：衣冠単

女官：桂袴

内掌典：衣袴，桂袴

掌典補及び楽師：布衣単

出仕：雑色

モーニングコート又はこれらに相当するもの

(4) 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

6 即位礼及び大嘗祭後皇霊殿に親謁の儀

即位礼及び大嘗祭を終えた後、即位礼を行ったことを皇霊殿において奉告する儀式である。皇霊殿の性質、および、皇霊殿への奉告が人ではなく神への奉告を意味することについては、従前述べたのと同様である。

なお、式次第については、「即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀に倣う(御鈴の儀はない。)。 」とされる。

7 即位礼及び大嘗祭後神殿に親謁の儀

即位礼及び大嘗祭を終えた後、即位礼を行ったことを神殿において奉告する儀式である。神殿の性質、および、神殿への奉告が人ではなく神への奉告を意味することについては、従前述べたのと同様である。

なお、式次第については、「即位礼及び大嘗祭後賢所に親謁の儀に倣う（御鈴の儀はない。）。 」とされる。

8 即位礼及び大嘗祭後賢所御神楽の儀

(1) 儀式について

即位礼及び大嘗祭を終えた後、賢所において神楽を奏する儀式である。賢所の性質等については、従前述べたとおりである。

(2) 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。ただし、資料によれば「次に御神楽」（ママ）と記載されているが、これは神楽を奏することを意味するものと思われる。

記

1 2月4日午後3時、御殿を装飾する。

午後4時10分、大札委員が休所に参集する。

次に参列の諸員が休所に参集する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が賢所参集所に参集される。

次に天皇、皇后が綾綺殿にお入りになる。

次に天皇に御服を供する（侍従が奉仕する。）。

次に天皇に御手水を供する(侍従が奉仕する。)

次に天皇に御笏を供する(侍従が奉仕する。)

次に皇后に御服を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御手水を供する(女官が奉仕する。)

次に皇后に御檜扇を供する(女官が奉仕する。)

時刻、御扉を開く。

この間、神楽歌を奏する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、神楽歌を奏する。

次に掌典長が祝詞を奏する。

次に大礼委員が着床する。

次に諸員が参進して幄舎に着床する。

式部官が誘導する。

次に皇嗣、皇嗣妃、親王、親王妃、内親王及び女王が参進して幄舎に着床される。

式部官が誘導する。

午後4時30分、天皇がお出ましになる。

掌典長が前行し、侍従が劍璽を捧持し、侍従が随従する。

次に天皇が内陣の御座にお着きになる。侍従が劍璽を捧持し、外陣に候する。

次に天皇が御拝礼になる(御鈴を内掌典が奉仕する。)

次に天皇が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇后がお出ましになる。

掌典長が前行し、女官が随従する。

次に皇后が内陣の御座にお着きになる。女官が簀子に候する。

次に皇后が御拝礼になる。

次に皇后が御退出になる。

前行及び随従は、お出ましのときと同じである。

次に皇嗣，皇嗣妃，親王，親王妃，内親王及び女王が拝礼される。

次に諸員が拝礼する。

次に大札委員が拝礼する。

次に御神楽

次に幣物及び神饌を撤する。

この間，神楽歌を奏する。

次に御扉を閉じる。

この間，神楽歌を奏する。

次に各退出する。

(3) 儀式の参列者

被告によって公開されている参列者一覧によれば、儀式の参列者は以下の通りである。他の儀式と同様、三権の長をはじめとして、公務員の中でも国家の要職にある人物が揃って参列することとされていることが明らかである。

記

参列の範囲は、次のとおりとする。

内閣総理大臣及び国務大臣並びに衆議院及び参議院の議長及び副議長
並

びに最高裁判所長官及び最高裁判所判事(長官代行) 認証官総代

各省庁の事務次官の総代

都道府県の総代

市町村の総代 その他別に定める者

(4) 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

天皇：御束帯(黄櫨染御袍)

皇后：御五衣・御小桂・御長袴

侍従，掌典長，掌典次長，掌典及び楽長：衣冠単

女官：桂袴

内掌典：衣袴，桂袴

掌典補及び楽師：布衣単

出仕：雑色

モーニングコート，紋付羽織袴又はこれらに相当するもの 勲章着用

(5) 儀式の列

被告によって公開されている資料によれば、儀式における天皇や皇后を含めた列についても、具体的に規定されているが、やはり宮内庁の職員である侍従も含めて、儀式の列をなすことが規定されている。

9 大嘗祭後大嘗宮地鎮祭

(1) 悠紀殿の儀

ア 儀式について

大嘗祭を終えた後、大嘗宮を撤去した跡地の地鎮祭である。大嘗宮の性質や、ここにおいて行われる儀式の性質については、別途述べたとおりである。

イ 儀式の内容

被告によって公開されている式次第によれば、儀式は以下のような流れで行われることとされている。ただし、資料によれば、儀式が行われる日時は空欄となっており、一部報道によれば大嘗宮の撤去作業が2019年12月から2020年2月頃にかけて行われるとされていることから、本書面を作成した現時点においては、未だ行われていないものと思われる。

記

月 日午前8時、齋場を舗設する。

午前10時、掌典及び掌典補が着床する。

次に大札委員が着床する。

次に参列の諸員が着床する。

次に神饌及び幣物を供する。

この間、楽を奏する。

次に掌典が祝詞を奏する。

次に幣物及び神饌を撤する。

この間、楽を奏する。

次に地鎮の儀を行う。

次に各退出する。

ウ 儀式の参列者

被告によって公開されている参列者一覧によれば、儀式の参列者は以下の通りである。

記

参列の諸員は、次のとおりとする。

関係の宮内庁職員

その他別に定める者

エ 儀式の服装

被告によって公開されている資料によれば、儀式における服装は以下の通りである。

記

掌典及び楽長:衣冠

掌典補及び楽師:布衣

出仕:雑色

モーニングコート又はこれに相当するもの

(2) 主基殿の儀

儀式の内容等についてはいずれも、「悠紀殿の儀に倣う。」とされており、前に述べたのと同様の点が当てはまる。

以上